

令和4年度エイジフレンドリー補助金 Q&A

具体的には、各企業からの申請書に基づき実施する対策の内容等を審査の上、支給を決定しますのでご留意ください。

令和4年4月1日現在（改訂3版）

目次

1 補助対象事業者の要件	3
問1 社会福祉法人や医療法人のように、資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。	3
問2 常時使用する労働者数は、どのように数えますか。企業全体の労働者数か、事業場ごとの労働者数か、どちらですか。	3
問3 一の事業者（企業）が、同じ年度内に何度も申請することは可能ですか。	3
問4 建設現場等の休憩室は対象となりますか。	3
問5 工場内の作業を改善するに当たり、工場には60歳以上の労働者がいないのですが、工場の事務室には60歳以上の労働者がいる場合は、申請することができますか。	4
問6 過去に補助を受けた企業において、今年度も同一の対策で補助を受けたい場合は、申請することができますか。	4
2 運搬用機器・自動車	4
問7 トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ、手すり等は、対象となりますか。	4
問8 ハンドリフト、ホイスト、チェーンブロックは、対象となりますか。	4
問9 トラックに装備するテールゲートリフター、フォークリフトの導入は、対象となりますか。	4
問10 クレーンは対象となりますか。	4
問11 営業用車両への踏み間違い防止装置、自動ブレーキは対象となりますか。	4
3 熱中症予防対策等	4
問12 工場内に休憩所を設け、休憩室内にエアコンを設置する場合、対象となりますか。	4
問13 事務室にエアコンを設置する場合は、対象となりますか。	5
問14 空調服は対象となりますか。また、屋外の暑熱作業では着替えも必要になるため、高齢者の人数分だけでなく着替えの分も、対象となりますか。	5
問15 熱中症対策のため、事業所の屋根に遮熱性の高い塗料を塗布する場合、対象となりますか。	5
問16 暑さのため、工場全体の換気をしたいので、大型の換気装置は対象となりますか。	6
4 介護施設、医療機関関連機器	6
問17 介護施設等において、自動浴槽とリフトは、対象となりますか。	6

問 18	介護施設等において、電動ベッドは対象となりますか。	6
問 19	介護施設等において、車いすは対象となりますか。	6
問 20	介護施設における浴室での入浴介助作業においてこういった機器が対象となりますか。	6
5	床、段差	6
問 21	事務室の床に、段差が激しい箇所があり、配線もむき出しになっているため、床を嵩上げて配線を床下に収納する場合、対象となりますか。	6
問 22	介護施設の中に設けられた和室の出入り口に大きな段差があるため、床を下げてフラットにする工事を行う場合、対象となりますか。	6
6	空気清浄機	6
問 23	空気清浄機は対象となりますか。	6
問 24	新型コロナウイルス感染予防対策として、主に顧客等が利用する店舗内の換気装置は対象となりますか。	7
7	照明、トイレ	7
問 25	作業場所が暗いので蛍光灯をLEDに変える場合の費用は、対象となりますか。	7
問 26	和式トイレを洋式トイレへ変更する費用については、対象となりますか。	7
8	その他	7
問 27	交付決定前に発注し、又は購入した物品の費用、交付決定前に発注し、又は施工した工事の費用は、対象となりますか。	7
問 28	安全衛生対策のための機器等をローンで購入した場合とリースした場合、いずれも対象になりますか。	7
問 29	スーパー、コンビニのレジ前の、コロナ感染防止のためのビニールカーテン等は対象になりますか。	7
問 30	機器等を購入し、自社において当該機器等を据付け等した場合の経費は、対象になりますか。	7
問 31	消費税、振込手数料は間接補助金の対象になりますか。	7
9	交付決定通知書受理後の取り扱い	8
問 32	交付決定通知書が届きましたが、具体的にどのような手続きをすれば良いでしょうか。また、留意すべき点は何でしょうか。	8
問 33	交付決定通知書が届きましたが、諸般の事情により対策が実施できなくなった場合、どのような手続きをすれば良いでしょうか。	8

1 補助対象事業者の要件

問1 社会福祉法人や医療法人のように、資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。

答1 資本金又は出資金のない場合は、常時使用する労働者数により判断します。医療・福祉を含むサービス業は法人全体で100人以下であることが要件です。

問2 常時使用する労働者数は、どのように数えますか。企業全体の労働者数か、事業場ごとの労働者数か、どちらですか。

答2 企業全体の労働者数から、①日日雇い入れられる者、②二箇月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者、④試の使用期間中の者を除いて数えます。詳しくは下記参考を御確認ください。

【参考】

本補助金における「常時使用する労働者」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、同法第21条に該当しない者が「常時使用する従業員」に該当します。

<労働基準法第21条>

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

問3 一の事業者（企業）が、同じ年度内に何度も申請することは可能ですか。

答3 できるだけ多くの中小企業事業者の取組を幅広く支援するため、一の事業者の補助金の支給回数は同一年度内に1回限りとします。したがって、様々な取組を行おうとする場合には、まとめて申請することをお勧めします。

問4 建設現場等の休憩室は対象となりますか。

答4 一定規模以上の建設工事については、建設現場事務所、詰所（休憩室を含む。）等が工事費用に含まれていること、また、補助金の有効活用の観点から常設の休憩室を前提としており、対象とはなりません。

問5 工場内の作業を改善するに当たり、工場には60歳以上の労働者がいないのですが、工場の事務室には60歳以上の労働者がいる場合は、申請することができますか。

答5 補助対象の作業に高齢労働者が従事しない場合は補助対象とはなりませんので、申請することはできません。

問6 過去に補助を受けた企業において、今年度も同一の対策で補助を受けたい場合は、申請することができますか。

答6 同一の対策での申請はできません。

2 運搬用機器・自動車

問7 トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ、手すり等は、対象となりますか。

答7 トラック荷台へ昇降する際のステップ等は、身体機能の低下を補う設備・装置として高齢労働者の安全衛生確保に寄与するものと認められることから、補助対象となります。

参考：https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2020_02/truckbed_a4.pdf

陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために ～荷台昇降設備・装備はありますか？～

問8 ハンドリフト、ホイスト、チェンブロックは、対象となりますか。

答8 高齢者の身体的な負担を軽減し、安全衛生確保に寄与するものと認められることから補助対象となります。

問9 トラックに装備するテールゲートリフター、フォークリフトの導入は、対象となりますか。

答9 テールゲートリフターやフォークリフトは、業務効率化、生産性向上の方に重きがあると考えられるため、補助対象とはなりません。

問10 クレーンは対象となりますか。

答10 対象なりません。

問11 営業用車両への踏み間違い防止装置、自動ブレーキは対象となりますか。

答11 自社名義車両への後付けを対象とします。ただし、新車購入時のオプション購入による取付、リース車は対象なりません。

3 熱中症予防対策等

問12 工場内に休憩所を設け、休憩室内にエアコンを設置する場合、対象となりますか。

答12 工場内において熱中症のリスクの高い暑熱な作業場での作業を行っている場合において、休憩室を整備し、エアコンを設置するものに関し、補助対象となります。

ただし、この場合についての間接補助金交付申請額は、60万円を限度とします。

問 13 事務室にエアコンを設置する場合は、対象となりますか。

答 13 作業の性質上、高年齢労働者の熱中症予防のためにエアコンを設置する必要があり、問 12 の対策をもって、その効果が期待できるものを対象としているため、一般の事務室については対象とはなりません。

○参考：労働安全衛生規則（抄）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第五百八十七条 令第二十一条第二号の厚生労働省令で定める暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場は、次のとおりとする。

- 一 溶鉱炉、平炉、転炉又は電気炉により鉱物又は金属を製錬し、又は精錬する業務を行なう屋内作業場
- 二 キュポラ、るつぼ等により鉱物、金属又はガラスを溶解する業務を行なう屋内作業場
- 三 焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行なう屋内作業場
- 四 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行なう屋内作業場
- 五 鉱物の焙（ばい）焼又は焼結の業務を行なう屋内作業場
- 六 加熱された金属の運搬又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工の業務を行なう屋内作業場
- 七 熔融金属の運搬又は鑄込みの業務を行なう屋内作業場
- 八 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行なう屋内作業場
- 九 加硫がまによりゴムを加硫する業務を行なう屋内作業場
- 十 熱源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行なう屋内作業場
- 十一 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 十二 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫又は冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうもの
- 十三 多量の蒸気を使用する染色槽（そう）により染色する業務を行なう屋内作業場
- 十四 多量の蒸気を使用する金属又は非金属の洗浄又はめつきの業務を行なう屋内作業場
- 十五 紡績又は織布の業務を行なう屋内作業場で、給湿を行なうもの
- 十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

問 14 空調服は対象となりますか。また、屋外の暑熱作業では着替えも必要になるため、高齢者の人数分だけでなく着替えの分も、対象となりますか。

答 14 当該空調服に体温を下げる機能がある場合は補助対象となりますが、高年齢労働者の人数分が限度となりますので、着替え用の予備は自社でご準備ください。

なお、アンダーウェアは対象外です。

問 15 熱中症対策のため、事業所の屋根に遮熱性の高い塗料を塗布する場合、対象となりますか。

答 15 対象外です。

問 16 暑さのため、工場全体の換気をしたいので、大型の換気装置は対象となりますか。

答 16 暑熱対策ではないので、対象なりません。

4 介護施設、医療機関関連機器

問 17 介護施設等において、自動浴槽とリフトは、対象となりますか。

答 17 入浴用ストレッチャー、リフトやこれらに対応した浴槽、自動浴槽は補助対象となります。

問 18 介護施設等において、電動ベッドは対象となりますか。

答 18 電動ベッドは、介助者の腰痛防止効果は認められるものの、被介助者側の負担軽減、介護サービス向上が主目的と考えられるため、補助対象としては認められません。

例えば、電動昇降機能、電動背起こし機能つきベッド、褥瘡防止ベッド、マットやベッド付属の見守り装置、体重測定装置等は対象外です。

問 19 介護施設等において、車いすは対象となりますか。

答 19 車いすは、被介助者側の負担軽減、介護サービス向上が主目的と考えられるため、原則として補助対象となりませんが、スライディングボードを使用する際に必要となる片ひじが外せるなど、高年齢労働者の身体的負担軽減に効果がある機能を有する車いすについては、補助対象となります。ただし、自走式の車いすは対象外です。

問 20 介護施設における浴室での入浴介助作業においては、どのような機器が対象となりますか。

答 20 クールベストや労働者に直接冷風を当てる機器など、介助作業に従事する労働者の体温上昇の抑制に直接的な効果が期待できるものについては、対象となります。

5 床、段差

問 21 事務室の床に、段差が激しい箇所があり、配線もむき出しになっているため、床を嵩上げして配線を床下に収納する場合、対象となりますか。

答 21 O Aフロア化による業務効率化が主目的と考えられるため、対象外です。

問 22 介護施設の中に設けられた和室の出入口に大きな段差があるため、床を下げてフラットにする工事を行う場合、対象となりますか。

答 22 労働者も出入りする部屋の段差解消であれば、補助対象となります。

6 空気清浄機

問 23 空気清浄機は対象となりますか。

答 23 対象となりません。

問 24 新型コロナウイルス感染予防対策として、主に顧客等が利用する店舗内の換気装置は対象となりますか。

答 24 対象となりません。

7 照明、トイレ

問 25 作業場所が暗いので蛍光灯をLEDに変える場合の費用は、対象となりますか。

答 25 LED照明への変更は、節電による経費削減目的と高年齢労働者のための設備改善目的との峻別が困難なため、対象外です。

問 26 和式トイレを洋式トイレへ変更する費用については、対象となりますか。

答 26 対象外です。

8 その他

問 27 交付決定前に発注し、又は購入した物品の費用、交付決定前に発注し、又は施工した工事の費用は、対象となりますか。

答 27 補助対象となりません。

問 28 安全衛生対策のための機器等をローンで購入した場合とリースした場合、いずれも対象になりますか。

答 28 いずれも対象外です。

問 29 スーパー、コンビニのレジ前の、コロナ感染防止のためのビニールカーテン等は対象になりますか。

答 29 ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

問 30 機器等を購入し、自社において当該機器等を据付け等した場合の経費は、対象になりますか。

答 30 材料費を含め対象外です。

問 31 消費税、振込手数料は、間接補助金の対象になりますか。

答 31 対象となりません。

9 交付決定通知書受理後の取扱い

問 32 交付決定通知書が届きましたが、具体的にどのように進めれば良いでしょうか。また、留意すべき点は何でしょうか。

答 32 交付決定通知書が届いた後、実際に対策を実施し、「実績報告書及び精算払請求書」(様式 3)により間接補助金を請求することになりますが、その間の手続きは次のとおりです。

1 機器等の購入の場合

ア 発注書(注文書) → イ 発注先からの納品書 → ウ 発注先からの請求書 →
エ 請求書に基づき代金を支払った銀行振込明細書等

2 工事を伴う場合

ア 工事請負契約書(発注書でも可) → イ 契約の相手からの工事完了報告書(任意様式) → ウ 契約の相手からの請求書 → エ 請求書に基づき代金を支払った銀行振込明細書等

※ 上記 1 及び 2 の発注書等には必ず日付を入れてください。また、昨年度は発注書等の日付が交付決定通知書の日付と同一のものが多く見受けられましたが、これは不適切です。

つきましては、交付決定通知書が届いた日を確認して、それ以降の日付で発注書等を作成くださいますようお願いいたします。なお、発注書等は任意の様式で結構です。また、申請時に添付した見積書は、発注書等とはみなされません。

3 上記 1 及び 2 の詳しい内容は、交付決定通知書(様式 2)を郵送する際に同封いたします。

問 33 交付決定通知書が届きましたが、諸般の事情により対策が実施できない場合どのような手続きをすれば良いでしょうか。

答 33 交付決定通知書の受理後、対策が実施できなくなった時点で、速やかに申請担当まで電話又はメールで連絡ください。次に、申請者の名前で辞退届をメールにより申請担当まで提出していただくことになります。辞退届は任意の様式で結構ですが、辞退の理由は必ず記載してください。連絡をいただいた際に、当センターから辞退届の様式をメールでお送りすることも可能です。